施設所管課: 地域づくり推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		岩国市寿供用会館			
施設の所在地		川下町一丁目1-28			
施設の設	置条例	岩国市学習等供用会館条例			
施設の設	置目的	地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。			
北中年四老	タチ	称 川下寿自治会	公募、非公募の別	非公募	
指定管理者	名称		利用料金制導入の有無	なし	
指定管理者が行う 主な業務 ・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務					
指定の期間		令和4年4月1日 ~ 令和7年3月31日			

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況

基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認

3 利用状況に関する事項

- ・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料
- ・冷暖房及びコンセント代を実費徴収
- ・年間利用者数 のべ3,553人

施設所管課: 地域づくり推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		岩国市室の木中供用会館			
施設の所在地		室の木町二丁目7-10			
施設の設	置条例	岩国市学習等供用会館条例			
施設の設	置目的	地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。			
指定管理者	名称	室の木中供用会館運営委員会	公募、非公募の別	非公募	
旧处旨垤省	石 柳		利用料金制導入の有無	なし	
指定管理者が行う 主な業務		・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関す・ ・防火管理に関する業務	る業務		
指定の期間		令和4年4月1日 ~ 令和7年3月31日			

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況

基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認

3 利用状況に関する事項

- ・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料
- ・冷暖房及びコンセント代を実費徴収
- ・年間利用者数 のべ2,282人

施設所管課: 地域づくり推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		岩国市車中央供用会館			
施設の所在地		車町一丁目15-32			
施設の設	置条例	岩国市学習等供用会館条例			
施設の設	置目的	地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。			
北中年四字	理者 名称	車中央供用会館運営委員会	公募、非公募の別	非公募	
指定管理者			利用料金制導入の有無	なし	
指定管理者が行う 主な業務		・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関す・ ・防火管理に関する業務	る業務		
指定の期間		令和4年4月1日 ~ 令和7年3月31日			

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況

基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認

3 利用状況に関する事項

- ·岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料
- ・冷暖房及びコンセント代を実費徴収
- ・年間利用者数 のべ1,246人

施設所管課: 地域づくり推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		岩国市室の木西供用会館			
施設の所在地		室の木町三丁目6-15			
施設の設	置条例	岩国市学習等供用会館条例			
施設の設	置目的	地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。			
北中等理者	AT III	室の木西自治会	公募、非公募の別	非公募	
指定管理者	名称		利用料金制導入の有無	なし	
指定管理者が行う 主な業務		・供用会館の利用許可に関する業務・供用会館の施設、設備等の維持管理に関す・防火管理に関する業務	る業務		
指定の期間		令和4年4月1日 ~ 令和7年3月31日			

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況

基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認

3 利用状況に関する事項

- ・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料
- ・冷暖房及びコンセント代を実費徴収
- ・年間利用者数 のべ1,470人

施設所管課: 地域づくり推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		 岩国市川口供用会館 			
施設の所在地		川口町二丁目1-26			
施設の設	置条例	岩国市学習等供用会館条例			
施設の設	置目的	地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。			
指定管理者	名称	川口供用会館運営委員会	公募、非公募の別	非公募	
拍处官垤有	石柳		利用料金制導入の有無	なし	
指定管理者が行う 主な業務		・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関す・ ・防火管理に関する業務	る業務		
指定の期間		令和4年4月1日 ~ 令和7年3月31日			

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況

基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認

3 利用状況に関する事項

- ·岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料
- ・冷暖房及びコンセント代を実費徴収
- ・年間利用者数 のべ589人

施設所管課: 地域づくり推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		岩国市中津供用会館			
施設の所在地		中津町二丁目21-18			
施設の設	置条例	岩国市学習等供用会館条例			
施設の設	置目的	地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。			
北中無理者	名称 中津供用会館運営委員会	山 油 田 人	公募、非公募の別	非公募	
指定管理者		中津供用会館連営会員会 	利用料金制導入の有無	なし	
指定管理者が行う 主な業務		・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関す・ ・防火管理に関する業務	る業務		
指定の期間		令和4年4月1日 ~ 令和7年3月31日			

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況

基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認

3 利用状況に関する事項

- ·岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料
- ・冷暖房及びコンセント代を実費徴収
- ・年間利用者数 のべ761人

施設所管課: 地域づくり推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		岩国市尾津供用会館			
施設の所在地		尾津町二丁目9-17			
施設の設	置条例	岩国市学習等供用会館条例			
施設の設	置目的	地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。			
北中等理者	AT III	名称 尾津長浜自治会 -	公募、非公募の別	非公募	
指定管理者	— 名称 —		利用料金制導入の有無	なし	
相応管理者が行う 供用会館の施設		・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関す・ ・防火管理に関する業務	る業務		
指定の期間		令和4年4月1日 ~ 令和7年3月31日			

2 業務の実施状況に関する事項

仕様書等に定める業務の実施状況

基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認

3 利用状況に関する事項

- ·岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料
- ・冷暖房及びコンセント代を実費徴収
- ・年間利用者数 のべ1,317人

施設所管課: 地域づくり推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		岩国市門前供用会館			
施設の所在地		門前町一丁目7-18			
施設の設	置条例	岩国市学習等供用会館条例			
施設の設	置目的	地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。			
北中年四老	Ø ₹F	名称 門前中自治会 -	公募、非公募の別	非公募	
指定管理者	名称 		利用料金制導入の有無	なし	
指定管理者が行う 主な業務		・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関す ・防火管理に関する業務	る業務		
指定の期間		令和4年4月1日 ~ 令和7年3月31日			

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況

基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認

3 利用状況に関する事項

- ·岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料
- ・冷暖房及びコンセント代を実費徴収
- ・年間利用者数 のべ736人

施設所管課: 地域づくり推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		岩国市錦見供用会館			
施設の所在地		錦見六丁目15-21			
施設の設	置条例	岩国市学習等供用会館条例			
施設の設	置目的	地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に	供し、もって福祉の増進を図る。		
指定管理者	夕标	特定非営利活動法人西岩国・駅と広域まちづくりの会 -	公募、非公募の別	非公募	
拍处官理有 	名称		利用料金制導入の有無	なし	
指定管理者が行う 主な業務		・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関す。 ・防火管理に関する業務	る業務		
指定の期間		令和4年4月1日 ~ 令和7年3月31日			

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況

基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。 ・利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認

3 利用状況に関する事項

- ・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料
- ・冷暖房及びコンセント代を実費徴収
- ・年間利用者数 のべ9,866人

施設所管課: 地域づくり推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		岩国市今津供用会館			
施設の所在地		今津町五丁目4-17			
施設の設	置条例	岩国市学習等供用会館条例			
施設の設	置目的	地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。			
北中年四老	AT III	今津下の町自治会	公募、非公募の別	非公募	
指定管理者	名称		利用料金制導入の有無	なし	
指定管理者が行う 主な業務		・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関す・ ・防火管理に関する業務	る業務		
指定の期間		令和4年4月1日 ~ 令和7年3月31日			

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況

基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認

3 利用状況に関する事項

- ・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料
- ・冷暖房及びコンセント代を実費徴収
- ・年間利用者数 のべ1,068人